

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

sansui スタジオ
感染防止及び衛生対策委員会

【感染対策に関する目的と基本的な考え方】

指定障害児通所事業所は、感染症等に対する抵抗力が弱いお子さま等が活動する場でもあり、こうしたお子さまが多数活動する環境は、感染が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。このような前提にたち、sansui スタジオ（以下「事業所」）においては、感染症の発生、またまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、お子さまならびに職員の安全確保を図る。

【感染対策のための委員会に関する基本方針】

本項については別途「感染防止及び衛生対策委員会 設置要綱」に定めるものとする。

【感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針】

感染防止及び衛生対策委員会は、全職員を対象に、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、本指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、年2回以上の研修を行い、年2回以上の訓練を実施する。また、新規採用者には、採用時に補足研修を行う。

【感染症の発生状況の報告に関する基本方針】

感染症の発生状況を把握するために、感染防止及び衛生対策委員は、感染および感染発生の状況の把握を行うと共に、感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。事業所内での感染拡大が発生した際には、感染防止及び衛生対策委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案及び実施を行い、その内容については、感染防止及び衛生対策委員会より本社へ報告する。

【感染発生時の対応に関する基本方針】

厚生労働省障害保険福祉部発出の「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（通所系マニュアル）」に準拠し、手洗いの徹底、必要に応じた個人防護用具の使用など感染対策に常に努める。またお子さまの疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施する。行政（管轄省庁及び指定権者）への報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所や指定報告先に報告すると共に特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図り迅速に対応する。

(1) 平常時の対策

1. 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
2. 支援にかかる感染症対策（標準的な予防策）
3. 手洗いの基本

(2) 発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、感染の拡大を防ぐため、次の対応を図る。

1. 発生状況の把握
2. 感染拡大の防止（二次被害の防止）
3. 医療機関や保健所、市町村の関係機関との連携
4. 医療処置
5. 行政への報告

【連絡体制】

感染防止及び衛生対策委員会を中心とした事業所内外及び関連機関との連絡体制を整備する。

【その他感染対策の推進のために必要な基本方針】

当該指針は、感染防止及び衛生対策委員会において定期的に見直しを実施し、本社へ報告の上、必要な改正等を行う。

(附則)

この指針は、令和6年4月1日から施行する。